

教育勅語述義

特233

260

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 15 20 1 2 3 4 5

始



時233
260



教育勅諭
義



知且報德

松篁



序

我が報徳會は一意教育勅語を奉體し、速に聖旨の普く國民に徹底し實行せられんことを希ふものなり。今や本會創立三十五年を迎ふるに當り、既往を顧みて感慨無量なると共に、將來を思ふて憂悚轉々切なるものあり。茲に先輩の著述又は講話等を參考し、聖勅御下賜の顛末及聖旨の普及徹底の狀況を偲び、併せて大御心の存する所を謹解する所以のものは、聊以て會員諸君の參考に供し本會の振興に資せんとするの微意に外ならず。讀者幸に之を諒せられよ。

昭和十年六月

京都伏見桃山御陵下に於て

報徳會總務所幹事

角 谷 源 之 助

教育勅語述義

目次

第一章 教育勅語御下賜の顛末	一
第一節 新教育の沿革	一
一 御誓文と新教育	一
二 新教育の制度方針の樹立	一
三 新教育の制度方針の修正	二
第二節 教育勅語御下賜の由來	三
一 新教育に對する明治天皇の思召	三
二 幼學綱要の勅撰及頒賜	四
三 聖諭記	五

四 時代の風潮……………九

五 地方長官の活躍……………二

第三節 教育勅語の御下賜……………三

一 聖諭の御詮議と御裁可……………三

二 教育勅語御下賜の次第……………四

三 聖慮深遠……………五

四 文部大臣の訓令……………六

五 偉大なる御治績……………七

第二章 聖旨の普及徹底……………一八

第一節 教育勅語御下賜後の經過……………一八

一 御下賜直後明治天皇の御軫念……………一八

二 日清日露戦役と教育勅語……………二〇

三 聖詔の渙發……………二二

四 昭和の新政と國民思想の變轉……………三

第二節 聖旨不徹底の原因と其の救済策……………三三

一 原因其の一……………三三

二 原因其の二……………三四

三 原因其の三……………三五

四 原因其の四……………三六

五 原因其の五……………三七

六 國家救済の根本策……………三六

第三章 教育勅語謹解……………二九

第一節 國體の精華、教育の淵源……………二九

第二節 皇運の扶翼、忠孝一致……………三三

第三節 拳拳服膺、君民一德……………三五

第四節 要約……………三七

(附) 教育勅語圖解

教育勅語述義

第一章 教育勅語御下賜の顛末

第一節 新教育の沿革

一 御誓文と新教育

謹みて按ずるに、王政維新以來明治天皇が萬機を統べさせられて今日の如き文明の基を御立て遊ばされた御功績は、申すも中々愚なる事ながら、取りわけ「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」との有難き聖旨を奉じ、盛に新教育を採用して歐米の優れた一切の文化を取り入れた爲め、我が國運は瞬く間に長足の進歩を遂げ得たことは、恐らく世界史上に類稀なることと思ふ。

二 新教育の制度方針の樹立

所謂新教育は、其の端を明治五年の學制頒布に發してゐる。抑此の制度は範を佛國に採り、全國を

八大學區、三十二中學區、二百十小學區に分ち、人口六百に對して一小學校を設け、強制劃一の佛國制度の長所を學んだものであつたが、其の運用に至つては、之を米國に學んだのである。乃ち明治五年米人スコット氏を聘して東京師範學校に於て授業の方法を講ぜしめ、明治八年伊澤修二、高嶺秀夫兩氏を米國に派遣し、歸朝の上東京師範學校の教頭又は校長に任用して、米國式の教育方法を全國に普及せしめた。隨て其の教育方針も全く知育尊重主義功利主義個人主義であつて、長い年月を経て築きあげた在來の文化を惜氣もなく捨て、しまつた。その代表者は、朝に在りては大木喬任、田中不二麿、野に在りては福澤諭吉等の諸氏であつた。而も當時之に反對して飽くまでも在來の文化を基礎としなければならぬ所以を主張した人々もあつて、その代表者は西村茂樹氏等であつた。森有禮氏が明治五年米國華府に外交官であつた當時、我が國教育の運用に關し廣く彼國の學者に意見を求めたに對し、ダビッドモーリー氏は健氣にも「徒に歐米を模倣することを止めて、過去の文化に接續せしめよ。」と最剋切なる長文の回答をなした。彼は明治十一年まで五年間我が國の教育顧問として在任したが、彼の意見を十分に採用し得ざりしは實に遺憾であつた。

三 新教育の制度方針の修正

模倣は何處までも模倣であるから、我が國の實情に適しない點の少からぬことを發見した當局は、年々を逐ふて之を改むるの必要を痛感した。乃ち明治五年頒布の學制は干渉に過ぎ又經費の負擔に堪へないといふので、同十二年に米國式の簡單なる自由主義に改め、同十三年更に干渉自由の兩主義を折衷して之を修正し、同時に從來輕んじてゐた修身科を教科目の第一に據えて其の時間を増し、且西洋歴史を廢して日本歴史を加へるなど、德育を重んずる精神を明かにした。更に小學校教員心得なるものを定めて忠君愛國の志氣を強調した。同十九年に至り、始めて我が國の文化を基礎とした小學校令を初め師範中學大學等の諸學校令を定めて學制の完璧を期したことは、實に當時の文部大臣森有禮氏の大功績であつた。之に時に應じ修正を加へて今日に及んでゐるのである。

第二節 教育勅語御下賜の由來

一 新教育に對する明治天皇の思召

新教育がかくの如く年々を逐ふて修正を加ふるに至つたことについては、明治天皇の大御心に基くことの少からぬことを知らねばならぬ。天皇には明治十一年奥羽地方を御巡幸遊ばされ、御還御後岩倉公や

元田侍講に「向後教育上の事は一層心を用ねばならぬ。農商業家の子弟に對し如何にも其の生業に關係なき迂遠な事柄を授けたり、外國語は達者であつてもその翻譯が拙いやうでは、折角の教育も其の本末を誤る恐れがある。」と仰せられた趣である。新教育實施の結果につき大に矯正を要するとの有難き思召に出たものと拜察する。

二 幼學綱要の勅撰及頒賜

又天皇は明治十二年元田侍講等に命じ、孝行、忠節、和順、友愛等二十の徳目を定め、之に和漢の例話を添へた修身書を編纂せしめ給ひ、同十四年に出來上つたのが「幼學綱要」である。同十五年地方長官を宮中に召させられ、此の書を一同に頒賜せられ、徳大寺宮内卿を経て左の勅諭を賜つた。

彝倫道德ハ教育ノ主本我朝支那ノ專ラ崇尚スル所歐米各國モ亦修身ノ學アリト雖之ヲ本朝ニ採用スル未タ其要ヲ得ス方今學科多端本末ヲ誤ル者鮮カラス年少就學最モ當ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ因テ儒臣ニ命シテ此書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修徳ノ要

茲ニ在ル事ヲ知ラシム

右は畢竟斯の道を全國に弘めさせられる深い思召からの事で、爾來此の書を全國の學校等にも下賜せられるなどして其の普及を圖らせられた。これが抑教育勅語の前驅ともいふべきものであらう。

三 聖諭記

更に明治十九年十一月元田侍講の記す所の聖諭記を讀むに及んで、明治天皇の有難き思召の程を拜し奉り、感激新なるものがある。

聖諭記

明治十九年丙戌十一月五日

元田永孚謹記

十一月五日午前十時例ニ依リ參内、既ニシテ皇上下御直ニ臣ヲ召ス。臣進テ御前ニ侍ス。皇上親諭シテ曰ク、「朕過日大學ニ臨ス。二十九月設クル所ノ學科ヲ巡視スルニ、理科・化

(學)科・植物科・醫科・法科等ハ益々其進歩ヲ見ル可シト雖モ、主本トスル修身ノ學科ニ於テハ曾テ見ル所無シ。和漢ノ學科ハ修身ヲ專ラトシ、古典講習科アリト聞クト雖モ、如何ナル所ニ設ケアルカ過日觀ルコト無シ。抑々大學ハ日本教育高等ノ學校ニシテ、高等ノ人材ヲ成就スベキ所ナリ。然ルニ今ノ學科ニシテ政治治要ノ道ヲ講習シ得ベキ人材ヲ求メント欲スルモ決シテ得ベカラズ。假令、理化醫科等ノ卒業ニテ其人物ヲ成シタリトモ、入テ相トナル可キ者ニ非ズ。當世復古ノ功臣内閣ニ入テ政ヲ執ルト雖ドモ、永久ヲ保スベカラズ。之ヲ繼グノ相材ヲ育成セザル可カラズ。然ルニ、今大學ノ教科和漢修身ノ科有ルヤ無キヤモ知ラズ、國學漢儒固陋ナル者アリト雖ドモ、其固陋ナルハ其人ノ過チナリ。其道ノ本體ニ於テハ固ヨリ之ヲ皇張セザル可カラズ。故ニ朕、今德大寺侍從長ニ命ジテ渡邊總長ニ問ハシメント欲ス。渡邊亦如何ナル考慮ナルヤ。森文部大臣ハ師範學校ノ改正ヨリシテ三年ヲ待テ地方ノ教育ヲ改良シ、大ニ面目ヲ改メント云ツテ自ラ信ズルト雖ドモ、中學ハ稍改マルモ、大學今見ル所ノ

如クナレバ、此中ヨリ、眞成ノ人物ヲ育成スルハ決シテ得難キナリ。汝見ル所如何。」
臣謹デ對テ曰ク、

陛下ノ言此ニ至ル。皇國生民ノ幸ナリ。臣曩ニ命ヲ奉ジテ德大寺ト共ニ大學ヲ巡視シ十月十八日躬ニ感覺スル所アリ。德大寺先ニ既ニ反命スルヲ以テ臣未ダ敢テ陳セズ。謂ラク臣敢テ言ハズト雖ドモ陛下一タビ臨御セバ必ズ 淑心ニ覺ル所アラント、今 宸勅ヲ奉ズルニ、果シテ臣ガ見ル所ノ如シ。臣嘗テ大學各科ノ設ケヲ聞クニ修身ノ學科ナシ。和漢ノ學ハ文學科ニ和漢文アリト雖ドモ。僅カニ和漢ノ文章ヲ作ルノミ。哲學科ニ東洋哲學アリト雖ドモ是亦僅カニ經書聖賢ノ話ヲ述ルノミ。加之、僅カノ時限ヲ以テ匆々ニ經過スレバ和漢修身ノ學モ僅カニ名ノミニシテ其勢將ニ廢棄セラレントス。其教科ニアル教官ハ物集高見・島田重禮等僅々タル一二員ニシテ、其餘ハ皆洋學專修ノ徒、而シテ此人々タルヤ大抵明治五年以來ノ教育ニ成立シタル者ニシテ、西洋ノ外面ヲ摹仿シ、曾テ國體君臣ノ大義、仁義、道德ノ要ヲ聞知セザル者共ナリ。彼ノ某等ノ著書ヲ一見シテモ、其放言スル所ニ依テ其思想ノ赴ク所ヲ概見スベシ。此等ノ腦髓ヲ以テ生徒ヲ教導セバ、後來ノ害實ニ恐ル可キナリ。今ニシテ此ヲ停止セザレバ、復挽回スベカラズ。今、陛下ノ眞衷ヨリ發シ、德大寺ヲ

遣ハサレ、渡邊總長ニ詰問賜ハラバ、皇道ノ興張果シテ此ヨリ生ルベキ也。臣誠恐深ク陛下ノ此言ニ感仰欽敬ス。臣敢テ一身ヲ顧ミズ、唯陛下ノ命ズル所森大臣・渡邊總長ニ向テ問難スル所アラントス。然ドモ、臣窃ニ自ラ量ルニ、臣ガ漢學者流ニシテ陛下ノ左右ニアルハ衆目ノ視ル所ナリ。故ニ臣ガ言ヲ出サバ陛下眞衷ノ勅語モ、故ハ臣ガ上言シテ作爲スル所ト疑ヲ容レンモ知ルベカラズ。是臣ガ謹ンテ敢テ自ラ任ゼザル所ナリ。抑々教育ノ重大ナル夙ニ陛下ノ深ク慮ル所『幼學綱要』ノ欽定アリシヨリ漸クニシテ米國教育ノ流弊ヲ救正シ、世上再タビ忠君愛國ノ主義ニ赴キ、仁義道德ヲ唱フル者アルニ至リシモ、去々年ヨリ又復洋風ニ傾キ、昨今ニ至テハ専ラ洋學ト變ジ、和漢ノ學ハ將ニ廢絶ニ至ラントスルノ勢、有志ノ士、皆大ニ憂慮スル所ナリ。但國學漢學ノ固陋ナルハ從來教育ノ宜キヲ得ザルニ因ル。其忠孝道德ノ主本ニ於テハ和漢ノ固有ナリ今、西洋教育ノ方法ニ由テ其課程ヲ設ケ、東洋哲學中ニ道德ノ精微ヲ窮ルニ至ルノ學科ヲ置キ、忠孝廉恥ノ近キヨリ進ンデ、經國安民ノ遠大ヲ知得スルコトヲ務メタランコト、眞ノ日本帝國ノ大學ト稱スベキナリ。今ノ設ケノ如クシテハ、聖諭ノ如ク、名醫ハ多人數成就スルモ、政事ハ執ルコトハナルマジク、法學ニテ君德ノ補佐モ充分ナラズ、理科・植物・工科等ニテ其藝ニ達シタリトモ、

君臣ノ道モ國體ノ重キモ腦髓ニ之無キ人物日本國中ニ充滿シテモ、此ヲ以テ日本帝國大學ノ教育トハ云ベカラザルナリ。自今以往聖諭ニ因テ和漢修身ノ學科ヲ更張センニハ、其道ニ志アル物集・島田等ノ如キ聊カモ國學ニ僻セズ、漢學ニ泥マズ、西洋ノ方法ニ因テ教科ヲ設ケ、時世ニ適應シテ忠孝道德ノ進歩ヲ生徒ニ教導センコト何ノ難キコトアラン。其風氣ノ及ブ所、必ズ國學漢學者中ニ奮發シテ國用ニ供スル者出デ來ルベキ也。當世ノ風潮ハ面々各々其辯ヲ振ヒ、其腕ヲ伸バン、唯進ンデ取ルコトヲ要スルノ時ニ際シテハ、自分一步モ退クベカラズ。素ヨリ彼等ニ抵抗スルニモ及バズ、唯地歩ヲ占メテ進ム時ハ一步モ抜カサズ、吾道德仁義ヲ進入セシムルヲ以テ當世ノ著眼トナスベキナリ。是臣ガ平生ノ見ル所、深ク

陛下ノ勅諭ヲ敬承贊美シ、速ニ德大寺ニ命ゼラレ渡邊總長ニ下問アランコトヲ希フ所ナリ。更ニ宜シク伊藤大臣・吉井大官等ニモ聖意ノ在ル所ヲ御示諭アランコトヲ欲ス。右謹ンデ、上言スル處、聖顏喜色麗シク、更ニ又反復懇諭アリ、一時間餘ニシテ退ク。

四 時代の風潮

天皇の宸衷實にかくの如くであり、朝野亦憂を抱く者も少からずあつたにも拘はらず、時代の風潮は滔々として止まる所を知らず、明治二十年前後には、險惡なる思想は著しく國民の間に現はれて來た。曰く「忠孝は野蠻の遺風であつて、外國の倫理書には之を説いてない。我が國の修身書からも之を除くがよい。」曰く「法律さへあれば道徳は要らぬ。」曰く「我が國體は野卑である。君臣の義を廢して、國運の盛なる米國に行はれてゐる様な純正高尚なる國體を手本とするがよい。」など、只管歐米に心酔し、我が國情國粹などは捨て、顧みない者が多かつた。而も又一方に於ては、之に對して古來の神儒佛の教を復興せよと論ずるもあり、思想界の一大權威であつた加藤弘之博士の如きすら、「中小學校に四教（神儒佛耶）の修身科をおき、各々その志す所信ずる所の教派につかじめよ。」との德育方案を世に公にした位で、當時の學者先輩の思想が如何に動搖し、國民はその從ふ所に迷ふてゐたかを推察することが出来る。獨り學者先輩のみならず、一般市井の人々も自然に此の大勢に動かされ、衣食住を初め日常の交際禮儀の末に至るまで、只歐米を模倣することのみを努め、豆腐は豆を腐らせたもの、味噌汁は不衛生のものと排斥して、一意西洋料理を珍重し、タオルを首巻とし、又之を赤毛布に通してマントに擬し、市中を得々と練り歩く者もあれば、鏡に向つて洋人らしくないと歎く人さへあり。甚しき

至つては、日本人は劣等人種なれば、速に人種改良を企つべしといひ、我が國も米國聯邦の一に加ふるを可とし、畏れ多くも天皇の御眞影を奉拜することを否む學徒をすら出すに至つたなど、誠に恐懼の外はない次第であつた。

しかし一方に於て、稅權の回復、治外法權の撤廢等、條約改正の大問題を控へてゐた當時の政府としては、涙を吞んで此の風潮を默視してゐたのみか、大官等は率先して假裝舞蹈の洋風に憂身をやつし、寧ろ此の惡風潮を助長したかの觀ある彼の鹿鳴館時代を出現せしめて歐米人の風俗習慣を取入れ、歐米人の同情を得るに汲々としてゐた當局の苦衷は、眞に察するに餘りありといふべきである。

五 地方長官の活躍

此の思想界の動搖混亂は次第に全國各地方に波及し、國民教育もその據る處を失ひ、世態の甚だ憂ふべきものがあるといふので、はしなくも明治二十三年二月地方長官會議の大問題となり、かゝる有様では、一般國民は何に據つてその身を修め世に處してよいか判らぬではないか、と甲論じ乙駁して止まる所を知らなかつたが、事文政に關係してゐるのだから、文部大臣の意見を叩くがよからうといふことに

なり、一同袖をつらねて文部省に出頭し、時の文相榎本武揚氏の意中を質して見た。何分にも大問題であるので文相も明白に即答もしかね、頗る當惑の様子であつた。そこで又々大議論が始まり、要領を得ずして引き下つた。

やがてこの事が文相より内閣に報告せられた。それは國家重大の事柄であるといふので内閣の問題となり、竟に御前會議までも開かれ、結局國民の守るべき大道について天皇より國民一般に親しく聖諭を垂れさせ給ふことゝなつた。

第三節 教育勅語の御下賜

一 聖諭の御詮議と御裁可

國民の永久に守るべき大道についての聖諭を賜はるのであるから、慎重なる御詮議を要するは言ふまでもない。そこで御立案の大命が榎本文相に降つたが、氏は間もなく樞密顧問官に轉じ、芳川顯正伯が代つて文相を拜命したので、大命は更に山縣總理大臣及芳川文部大臣に降つた。幸に山縣公は資性堅

實にして、曩に軍人に賜はつた勅諭についての體驗もあり、我が國民道德についての考も熟して居り、芳川伯は漢學の素養に富み、嘗て東京府知事として地方の事情にも通じてゐた。加ふるに時の法制局長官には學東西に通じ識古今を貫ける井上毅氏あり、侍講には學徳共に一世に高く、畢生の心血を盡して天資英邁であらせられた御君徳を輔導し奉り、明治第一の功臣とさへ推されてゐた元田永孚氏あり、其の他の學者重臣にもそれ〴〵御下問があつて、一字一句にも萬世子孫の爲に國民道德の大本を御立て遊ばさうとの大御心をこめさせられて、仔細に慎重に御詮議を重ねさせられた。當時御詮議に際し

(一)此の度垂れさせ給ふ聖諭は遠く我が國の既往に鑑み建國の大本に基くと共に深く將來を慮り、後世永久に互つて謬らざるべき大御教であらねばならぬ。由來立憲政治は臣民の心の自由を束縛せざるを本義とする傾向があるから、若し聖諭を政治上の事として扱ふ時は、大臣更迭する毎に趣旨變更の虞がある。故に政治上の事とは全く關係なく、天皇親しく國民を諭し給ふ形式によりて御下賜あるべきであり、隨つて大臣の副署は避くべきである。

(二)同時に如何なる學說や教派にも合致すべき包容の極めて大いなるものであらねばならぬ。隨つて例へば敬天崇佛の如き類の一宗一教に偏する嫌ある言句又は反對説の現はれ易き哲學的幽遠の理論

などは之を避け、大體に通じて異存の起り得ないものであらねばならぬ。
(三)苟も大御教である以上、消極的の現はし方を避け、且餘り莊嚴に過ぎ若くは冗長に互ることも避けるべきである。

などの事も研究の結果であつたかの様に承つてゐる。

山縣芳川の兩大臣に御下命のあつたのは明治二十三年五月十七日で、爾來五箇月の長きに亙り、十月二十日前後に御詮議の結果を兩大臣より奏上し、更に一句の修正方を御下命遊ばされ、愈々十月廿四日御裁可になつたのが即ち教育勅語である。

二 教育勅語御下賜の次第

教育勅語御下賜の次第については、之を國民に徹底せしむるには、畢竟國民教育の力に俟つ外はないのであるから、國民教育の源泉たる高等師範學校に聖駕の親臨を仰いで文部大臣に御授けになり、文部大臣は全國に訓令を發するといふ事に御内定になつてゐたが、天皇には明治廿三年十月廿六日より近衛兵機動演習天覽のため茨木縣水戸地方に行幸遊ばされ、廿九日御還幸後聊御不例に互らせられた。然

るにこの歳は恰も帝國憲法實施に際し、第一回帝國議會の開かれる前に、之に關係のある重要な政務は總て完了するやうにとの御方針であつたので、御平癒を俟たせられず、御還幸の翌日に御内廷に山縣總理大臣、芳川文部大臣を召させられ、親しく教育勅語を御下賜遊ばされたのである。當日の御模様については芳川文相の話として左の如く傳へられてゐる。

「總理大臣と予とは十月三十日御病床に召された。その時の有様を回顧すれば、予は神の御前に在る感をしたのであつて、仰ぎ奉れば、陛下には純白の御衣を召して御假床の上に御端坐遊ばされた。御威容の莊嚴崇高であらせ給ふた事は誠に筆舌の能く及ぶ所ではない。やがて陛下には勅書を予に授け給ふたので、予は鞠躬如として進んで拜受し、雙手を舉げて一應默讀し、復元の座に歸つたのであつた。」

當時兩大臣が勅語を拜戴して御内廷の御廊下を引退つて來られる實況を油繪に描寫したのが、聖徳記念繪畫館に若溪會から奉納せられてゐる。吾等は之を拜觀して感慨無量である。

三 聖慮深遠

謹みて惟ふに、此の歳の十一月廿五日に我が國第一回の帝國議會が召集せられ、廿九日に開院式が擧げられたのであるが、それに先だつこと一箇月、即ち十月三十日を以て國民道德の根本義を國民に御垂示遊ばされた事は、即ち法は人に依つて存するもので、國家不磨の憲章も、國民の道德が之を載くに足らなければ畢竟徒法空文に了り、その運用宜しきを得ることが出来ない。といふ道德と法律との關係につき、千古の斷案を事實の上に明かにし給ふた次第で、聖慮深遠洵に尊く辱い極みである。

四 文部大臣の訓令

御下賜の翌日、文部大臣は左の如き訓令を發し、茲に教育勅語は全國に弘布せられることとなつた。

謹テ惟フニ我カ天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ茲ニ忝ク勅語ヲ下シタマフ顯正職ヲ文部ニ奉シ躬重任ヲ荷ヒ日夕省思シテ嚮フ所ヲ愆ランコトヲ恐ル今勅語ヲ奉承シテ感奮措ク能ハス謹テ勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全國ノ學校ニ頒ツ凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ聖意ヲ奉體シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラサルヘク殊ニ學校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ會集シテ勅語ヲ奉體シ且意ヲ加ヘテ諄々誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ。 明治二十三年十月三十一日

五 偉大なる御治績

明治天皇の御治績の偉大なることは筆舌の能く盡す所ではないが、就中教育勅語を御下賜あらせられ、明治新教育の餘弊に善處し給ふたことは、最偉大なる御治績の一であらねばならぬ。而してこれが御詮議に參與し奉つた山縣總理大臣、芳川文部大臣、井上法制局長官、元田侍講等の光榮と歡喜は如何ばかりであつたか、當時元田侍講から山縣公に宛てた左の書簡によつて略窺ひ知ることが出来る。

元田侍講書簡

肅啓 愈々御清榮奉恭賀候陳者今般教育之 勅諭御發布時會ニ被爲投誠ニ千載難遇之大幸抃舞欣躍之至ニ不堪爲國家生民奉祝上候右ニ付而ハ初メより素定之御卓識を以御誠意御贊襄被成終ニ其結果迄ニ賚候段愚老之喋々を雖不待回顧スレバ維新以來教育之主旨定まらず國民之方向殆ンド支離滅裂ニ至らんするも幸ニ 聖天子御旨之在ル所と諸君子保護之力トを以扶植匡正今日ニ至リタル處未タ確定之明示あらざるより方針ニ迷ふ者不少然るニ今般之 勅諭ニ而教育之大旨即ち國民之主眼を明示せられ之を古今ニ通じ而不謬之ヲ中外ニ施して不悖實ニ天下萬世無窮之皇極と云べし彼ノ不磨之憲法之如キモ時世ニ因而者脩正を加ヘザルヲ不得も此ノ 大旨ニ於テ者亘於萬世而不可復易一字矣此ノ 勅諭ニして閣下責任之日ニ於テ發布せられたるは何等の慶幸なる哉愚老竊ニ謂閣下文武之勳

功固ニ雖不尠此ノ 勅諭之賛成ヲ以テ山縣總理大臣一生之大功也と感佩欽仰之餘眞衷ヲ吐露スル事
如此閣下幸ニ勿付一笑

頓首敬白

十一月三日

元 田 永 孚

天長節ニ於テ

七十三翁拜

山縣伯賢閣

虎皮下

第二章 聖旨の普及徹底

第一節 教育勅語御下賜後の経過

一 御下賜直後明治天皇の御軫念

教育勅語の御下賜により、さしも動搖を極めた思想界も忽に打靜まり、國民一般に暗夜に燈火を得た心地で、到る所讃仰と感激の聲で充たされた。明治天皇はこの國民の様子を聞き召されて少からず御満足遊ばされたと承る。しかし只議論が靜まつただけでは歡應を安んじ給ふ次第ではなく、どこま

でも國民と俱に、斯の道によつて朝な夕な實行にいそしむ様にしたい、との極めて有難い、恰も世の親達がその子女に臨むと同様な温かな御親み深い思召であらせられたので、明治廿五年九月地方長官會議の節、一同を宮中に召させられた時に

「一昨年教育に關して朕の意の存する所を示してから早二年を過ぎた。卿等は定めし朕の意を體してそれ、盡力の事と察するが、その後の成行はどうか。その事のみが常に心にかゝつて居る。」

との御下問があつた。並み居る多數の長官誰一人として御答へ申上る言葉もなく、只々恐懼して冷汗背を濕すばかり。やがて東京府知事高崎五六氏が一同を代表して

篤と取調べまして更めて奉答申上げます。

と御挨拶を申上げて引き下つたと傳へられてゐる。

その後長官一同協議の上、その年の十月三十日左の書面を獻げて奉答したとの事である。

「明治二十三年徳育の勅語を賜はりし以來、學校生徒に孝悌忠愛の道を教へて家に不遜の子弟なからしめ、忠君愛國の道を説きて國に不良の民なからしめんことを是れ勉む

と雖、實施の日尙淺く、未だ十分の成績を見ること能はざるを憾む。臣等益々奮勵以て聖旨に背かざらむことを期す。」

爾來その成行は果して如何であつたか。

二 日清日露戦役と教育勅語

日清日露兩戦役に大捷を博した我が國民は、たしかに教育勅語を奉體して忠愛の精神を宇内に發揚し、我が皇運の隆昌に寄與する所が多かつた。地方長官が曩に奉答申上げた事が、偶然にも事實として現はされたのは誠に尊い次第であつた。當時我が同盟國であつた英國では、此の驚くべき大捷の原因について教へを乞ふべく、學者の派遣を我が國に求めて來た。菊池大麓博士はその筋の命により、英譯の教育勅語を携へて彼國に渡り、倫敦大學に於て堂々と我が國史を説いて教育勅語に及び、戦捷の原因は茲に在りと論斷した。歐米の識者は深く感激し、日本の教育勅語こそバイブル以上の聖典なりと尊重し、我が國戦捷の偶然でない事を會得して讃歎しない者はなかつた。爾來今尙英國文部省の應接室には教育勅語の額が高く掲げられてあるといふ事である。

三 聖詔の渙發

然るに折角國威を八紘に輝かし俄に世界の強國となつた戦捷の榮譽は忽にして我が國民の操守を失はしめたことは、何といふ残念な次第であらう。人心は著しく節制を缺き、殆ど止まる所を知らなかつた。深く――宸襟を惱ませ給ふた天皇は、明治四十一年十月三十日を以て畏くも戊申詔書を御渙發遊ばされ、國運發展の本はどこまでも皇祖皇宗の御遺訓を守り、各自淬勵の誠を輸す外には無いと御諭し下された。爲めに人心は漸く緊張を見るに至つたが、折柄幸徳等の不敬事件などもあつて、十分に御慮を安んじ奉る餘裕もなく御崩御遊ばされたことは、實に――千秋の恨事であつた。

世は大正の御代となり、幾もなくして世界の大戦勃發し、我が國も之に参加して若干の功績を擧げ、且貿易の順調から聊成金の境遇となつた爲、又々俄に慢心を起し、偶々不穩の思想も盛に外國より傳播し來り、國を擧げて浮華放縱輕佻詭激の風を生じ、剩へ關東大震災火災の不幸を見るに至つた。御病中にましませし天皇は甚く御軫念あらせられ、大正十二年十一月十日畏くも國民精神作興に關する詔書を御渙發遊ばされ、國家興隆の本は國民精神の剛健にある、これを振作更張するには教育勅語、戊

申詔書の御諭しを奉じて之を實行するより外に道は無いと御誠め下された事は、返すくも恐懼の至りであつた。而して天皇の御惱は益々重らせられ、終に窺慮を安んじ奉るに至らずして御崩御遊ばされた。何といふ遺憾な事であらう。

四 昭和の新政と國民思想の變轉

上下憂愁の裡に雄々しくも御即位遊ばされた今上天皇には朝見式及御即位式に於て畏くも優渥なる勅語を賜はり、大御心の存する所並に將來我が國民の向ふべき方途を懇に御諭し下され、爲に吾等は甚く聖旨に感激する所あり、茲に心氣一轉して漸く反省の傾向を見るに至つた際、圖らずも滿洲事變突發し、著しく國民精神を奮起せしめた。かくて外は滿洲國獨立に關して國際聯盟離脱の事あり、海軍々々縮會議の問題等もあつて、國際上幾多の難關に出遇ひ、内は財政經濟の不況、農村救済・思想淨化の問題等もあつて、所謂國家非常の時局に直面し、爲に大に國民の覺醒を促し、産業の發展と共に、堅實なる思想の擡頭を見るに至つた事は洵に喜ぶべき次第である。さりながら、農村の窮迫は益々其の極に達し、危險思想は一時その姿を潜めてゐるが、社會情勢の變化に伴ひ、何時再び勃發せんも圖り難い狀

況にある。加ふるに、市町村自治の成績は今尙十分に擧らず、徒に自己の利害に執着して動もすれば國家の大局を忘れてゐるかの如く見ゆる政治家もなきにあらず、官公吏の綱紀紊亂して法の制裁を受ける者益々増加し、國民の我儘と不眞面目は依然として矯正せられず、教育勅語御下賜以來四十有餘年を経たる今日尙御趣旨の徹底しない事は眞に恐れ多い極みで、我が報徳會の使命の重且大なることを今更に痛感する。

第二節 聖旨不徹底の原因と其の救済策

一 原因その一

思ふに教育勅語御下賜の當時は、教育の事もまだ幼稚であつて、社會教育といふ言葉さへまだ廣く用ひられず、隨つて教育と云はゞ直ちに學校教育と解釋し、教育勅語と云はゞ直ちに學校教育の勅語なりと解したことは無理ならぬ次第で、殊に勅語の聖旨を學校で授けさへすれば直ちにそれが一般社會に普及徹底するものゝ如く當局も考へたものと見え、御下賜と同時に文部大臣の訓令が發せられ、學校教育

を通じてその普及徹底を期せられた様に察せられる。さうした關係から、教育勅語は學校を卒業した一般成人には關係なきものゝ如く誤解し、市町村民が勅語の徹底方について自ら進んで深く研究工夫した事など殆んど稀で、何れの地方でも専ら之を小學校教員の責任の如く考へ、畏くも「爾臣民」とは老若男女總ての臣民をお呼びかけ下されたのであるといふ事に氣がつかない。これが聖旨の今以て徹底しない原因の一ではあるまいか。

二 原因その二

教育勅語は小學校に賜はつたので、最高學府又は専門學校などには關係なきものとの誤解もある様に思はれる。大學令には「大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並ニ其ノ濶奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」とあり、又専門學校令には「専門學校ニ於テハ人格ノ陶冶及國體觀念ノ養成ニ留意スヘキモノトス」とある。勿論國體の精華を以て教育の淵源であると仰せられたのは何も小學校教育の事のみを指し賜ふたのでない事は明白である。然るに教育勅語を服膺することは最高學府や専門學校の關與する所でない誤解し、その卒業式などにも教育

勅語を捧讀することを避けるが如き傾向があるかの様に聞いてゐる。由來最高學府や専門學校を卒へた者は専ら社會の要路に立ち國家の樞機を握り、國民を率ゐて健全なる輿論を作るべき大切な人々であるから、舊に専門學術の造詣が深いばかりでなく、その人格識見に於て眞に國士であつてほしいにも拘はらず、事實は前記の様な次第で、高等の教育を受ける學徒の中から如何がはしい思想の所有者が輩出するのも決して偶然でないと思ふ。

三 原因その三

或る特別の團體に降し給ふた勅語令旨又は或る特別の機會に降し給ふた詔勅に感激して、その詔勅令旨のみを捧讀することが慣例となり、國民教化の根本淵源たる教育勅語を捧讀することを忘れてゐる傾向あることも亦原因の一である。例へば軍人會では軍人勅諭、青年團では令旨、信用組合では戊申詔書、某團體では精神作興詔書のみを捧讀して教育勅語を捧讀しない類である。特に御下賜記念會の場合ならば格別、苟も修養又は教化に關係した普通の會合に在つては、必ず先づ教育勅語を捧讀するを原則とし、併せて場合によりては他の詔勅令旨をも捧讀する様にありたいものと思ふ。

四 原因その四

聖旨の不徹底に陥つてゐる一大原因は、教育勅語を恰も聖賢の格言の如く取扱ひ、聖旨を一の知識と心得、その意義を一通り理解すればそれで事足りると考へてゐる事である。勿論知的に勅語を研究して、聖旨の那邊にあるかを理解するは極めて肝要ではあるが、單にそれだけに止まる時は、兎角聖旨を批評する様な態度になりがちで、眞面目に躬行實踐してゆかうといふ氣分がなくなつてしまふ。吾等は勅語を理解すると同時に、勅語その者になり切ること、自己の妄想我見を一切捨て、此の身その儘勅語と一如になること、言ひ換へれば勅語を知識として明かに理解すると同時に、信念として篤く服膺し、之を萬事萬端に應用實行する事が大切である。「拳拳服膺」と仰せられたのも畢竟信念として吾が膚身から離さぬことであると思ふ。今日迄の一般學校教育が此の點に於て遺憾が多かつたのみならず、社會教化の方面に於ても、從來専ら講演によつて知識を與へさへすれば、思想の善導が出来るものゝ様に當局者も一般の人も解してゐたものゝ様である。講演會は勿論大切には相違ないが、所謂知的理解に重きをおくのであるから、骨を折つた割合には効果が擧げられない。近來稍覺醒し來り、講演前に國歌を齊唱し、

次で勅語詔書を捧讀し、それから講演に移り、最後に實行上の申合せ又は決議をするといふ様な順序を取ること變化しつゝあることは一大進歩である。

思ふに、今日の我が國民の我儘と不眞面目とは、全く國民に確乎たる信念がない證據である。宗教の信仰は望ましいが、之を各人に強ふる事が出来ない。幸に我が國民の總てに共通して必ず信仰せられねばならぬ教育勅語を持つてゐる。これは國民的信念として何人も服膺し實行せねばならぬ所のもので、此の信念なき者は我が國民では無いのである。

要するに過去の我が國民教育に於て、かゝる信念の涵養に缺陷があつた事が聖旨不徹底の一大原因であると思ふ。

五 原因その五

教育勅語は國民的信念の歸着する所である以上、吾等は日々夜々に親しまねばならぬのに、往々勅語を尊敬するの餘り、却つて之に遠ざかるが如き態度を取る人々があるのは頗る遺憾である。例へば四大節の如き尊嚴なる式場でなければ、猥りに町村民の會合等の場合に之を捧讀すべきではないといふが

如き態度をとるの類である。これは勅語を汚し奉ることも解しての事で、之を敬ふ精神は結構であるが、過ぎたるは猶及ばざるが如しで、畏くも「爾臣民」と御親しく吾等と呼ばせ給ひ、「俱ニ拳拳服膺シテ威其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」とまで仰せ下されてあるから、吾等も大御心を心とし、常に之に親しみ之と一如となる氣持から、修養又は教化の爲の會合では必ず勅語を捧讀し、又吾等は毎朝之を奉唱する様にしてこそ思召に副ひ奉る所以であると思ふのである。

六 國家救済の根本策

明治天皇が新教育の齎した餘弊に善處すべく深く大御心を用ゐさせられて下し賜はつた教育勅語が、前述の如き幾多の心得違から今尙徹底を缺き、それが國民精神を萎靡頹廢せしめ、惹いては國家百級の進歩發展を妨げるに至るのではあるまいかと思ふ時、實に憂慮に堪へない次第である。而して之が徹底を期するには、(一)その信ずる所の宗教學說等の如何に拘はらず、日本臣民としては老幼男女貴賤貧富皆打つて一團となり(二)各市町村各部落毎に毎月少くも一回會合し(三)毎回必ず先づ教育勅語の捧讀式を擧げ(四)次に教育勅語に副ひ奉るべく具體的事項を選びて其の實行を協定し(五)その機會に成るべく適當の講

話を試みて一同の實行力を刺激する様にする。かうして教育勅語に對する信念を絶えず養ふて居れば、月を重ね年を積むに従ひ必ず聖旨が國民一般に普及徹底する。そも、以上の諸要件を具へて組織されたのが我が報徳會なのである。此うした教化の土臺となるべき常設的修養機關が市町村の各部落成立した上で(六)更に時々は戸主、婦人、青年、軍人等、性、年齢、境遇等を共にする人々の會合を催して、それ、に適切なる修養を試むる事も、聖旨徹底の一助となるであらう。(七)又家庭その他の集團に於て、毎日一回教育勅語を奉唱する事も、信念を養ひ聖旨を徹底する爲に頗る有効大切な事である。かゝる方案の下に教育勅語の聖旨が國民の上下に普く徹底する時、始めて我儘と不眞面目の惡風を一掃して、剛健なる國民精神を振作し、我が國家を根本的に救済することが出来る。經濟更生も財政整理も思想淨化も其の効果を擧げるには、是非とも此の根本から出發せねばならぬ事は疑ふべき餘地は無

50

第三章 教育勅語謹解

第一節 國體の精華、教育の淵源

謹みて教育勅語を拜誦するに、之を三段に分けて解する事が聖旨を會得するに最便宜であると思ふ。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

(第一段)

この第一段は、我が國民道德たる忠孝は全く世界無比の我が國體より自から發生したもので、之を養ふことが即ち我が國民教育の本旨である所以を御諭し遊ばされたものと拜察する。

「我カ皇祖皇宗」とは、天照大御神を初め奉り我が皇室の御先祖方のこと。「國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」とは、我が皇祖皇宗御建國の御規模が如何にも空間的に廣く大きく又時間的に永遠に傳はるべき様子が見えると申すことで、之を具體的に敷衍すれば、先づ第一に皇統一系であるべきことが天照大御神の御勅にも明かに御示し遊ばされた通り、第二に君先民後とて、國民に先だつて皇室が既に存在してゐたこと、第三に君國一體とて、忠君と愛國とが一致してゐること、第四に舉國一家とて、皇室を

中心として國を擧げて一大綜合的家族制度をなしてゐること、第五に祖先崇拜とて、祖先の血統及意志をあくまでも繼續しその祭祀を重んずることなど、凡そこれ等の事が互に因となり果となり、表裏相反映して宏大幽遠なる世界無比の我が國體を形作つてゐる。かの一介の英雄豪傑が風雲に乗じて征服侵略を恣にし、新に一國を建て、之に君臨し、一朝革命の厄に遇ふて忽ち亡國の運命を辿るが如き世界にありふれた國家とは全くその趣を異にしてゐるのである。次に「德ヲ樹ツルコト深厚ナリ」とは、前述の如く皇統一系、國を擧げて一家族をなせる我が國では、君臣とは言ひながら情猶父子で、全く親子の情愛が流れてゐる。皇祖皇宗は此の内面の要求から自然に逆る愛撫の情禁じ難く、徳を樹て仁を施すことを以て統治の根本とし給ひ、眞に己むを得ざる場合の外は干戈に訴へることなどは無かつた。而もそれが外國に見るが如く利己的政策からではなく、眞に子を思ふ親のなさけから自然に發露し給ふことは尊い限りである。さればとて、親を侮る子が無い如く、我が君臣の分は常に明かで、義則君臣の美風は實に萬古不易である。かうした關係から、天孫民族を中心として幾多の先住民族、歸化民族を包容同化し、混合の裏によく統一を保ち、君民一心現に世界を驚かしつゝある優秀なる大和民族を形作つたのである。唯今も我が領土内には支那人、朝鮮人、アイヌ人、生蕃、オロツコ、ギリヤツクの異種族

があるが、これ等もやがて立派な大和民族の中に融け込んでゆくのであると思へば、皇祖皇宗が徳治を以て建國の大精神となし給ふた事の尊さがしみるゝと感ぜられる。之を要するに、「國ヲ肇ムルコト安遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」といふ御言葉の中に我が國體の尊嚴なることが遺憾なく御示し下されたものと解し奉るべきである。

扱此の皇祖皇宗の建國の大精神即ち萬邦無比の國體を御建て遊ばされた大御恵みの下に上下三千年孕まれて来た我が臣民は、どうして感恩報徳の至情を露はさずに居れようか。自から祖宗を尊び同胞を慈み、君國の爲には一族を献けて奉公を致し、家名を汚さざる爲には一命を擲つても敢て辭せざる已むに已まれぬ大和魂は、國民の間に洽く養はれ來り、世々忠孝の美風良俗を成して今日に至つたのである。勿論、時には外來文化の影響を受けて思想の混亂を招いた事もないが、「いくそたびかき濁してもすみかへる水や御國の姿なるらむ」と八田翁の詠じた如く、いつの間にか本來の面目に返つて、茲に健全強固なる我が國民道徳を成就し得たことは、全く卓越した我が國體の美はしい發露であつて、「我カ臣民克ク忠に克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ」と仰せられた所以である。随つて「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」とて、我が國の家庭に於ける兒女の躰

けは言ふに及ばず、學校教育も社會民衆の指導も、總て忠孝の道徳を養ふことを本旨とすべきで、外來の文教も畢竟その長所を探つて之を助成するに過ぎないものである、と本末輕重を明かにし給ひ、徒に外來の思想文化に心酔すべからざる所以を御示し下された事は、實に有難く尊い次第である。

第二節 皇運の扶翼、忠孝一致

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン (第二段)

第二段は第一段を受けて忠孝の内容とその目的とを明かにし、而も忠は同時に孝であることをお諭し

下されたものと拜察する。

「父母ニ孝ニ」より「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ」までが、第一段の「克ク忠ニ克ク孝ニ」の内容を具體的に御擧げ遊ばされたもので、先づ家族に對しては、何よりも第一に父母に孝養を盡し、次に兄弟には友情を現はし、夫婦は互に睦まじく和合せねばならぬ。他人に對しては、朋友の間は信義を守り、何人に對しても汎く仁愛の誠を表さねばならぬ。自己に對しては、常に恭しく心を引締て油斷のない様にしてゐる事が修養の根本である。そして學業を勉勵して自己の知識技能を磨き、やがて立派な徳を具へた人格者とならねばならぬ。尙進んでは、社會に對しては、世の爲に利益となるべき事は之を廣め、總ての業務は之を進展する様に努力し、國家に對しては、法令を守り、萬一非常の事變に出遇ふた場合には、己れを捨て、國家に獻げねばならぬ。かくの如く、各方面に對して吾が身を修め徳を積むことによりて、始めて天地と共に窮りなき我が皇室の御繁榮を扶け奉り、我が大君に忠節を盡すことが出来るのであるから、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と遙に天壤無窮の神勅に御應へ遊ばされたものと拜察する。而も我が皇統は一系であるが故に、吾等の奉仕する皇室は、取りも直さず吾等の祖先が會て奉仕した皇室そのものであり、吾等が大君に忠節を盡すことは、即ち吾等の祖先の最も喜び最も希ふ

所で、祖先の志を繼ぎその遺風を彰すこととなる。されば忠は即ち孝であつて忠孝一致であると思召から「是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と仰せられたのである。世界廣しと雖、かく言ひ得る國は獨り我が國のみであると思へば、實に感激骨身に浸み、今更我が國體の尊さを有難く覺えずには居れぬ。之を要するに、感恩報徳の至情を我が皇室に獻げ奉る事が即ち忠であり孝であつて、此の忠孝の心を養ひ忠孝の行を修する事が即ち教育勅語の眞髓である。勅語の聖旨を服膺實行する會を報徳會と名づけた所以も全くこれが爲である。

第三節 拳拳服膺、君民一徳

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ (第三段)

第三段は我が國民道徳たる忠孝の根據につき御示し遊ばされ、最後にいとも有難く勿體ない御言葉を

添へさせられて全體を結ばせ給ふたのである。

「斯ノ道」とは忠孝の大道のこと。それが我が皇祖皇宗が躬を以て範を示し親しく御遺し遊ばされた御教訓で、歴史的に根據を有し、かの世間に唱へられる一家の主義學說などは全然類を異にしてゐるのであるから、子孫たる者は、君臣上下の別なく、自然の情誼の上から、どうしても俱に守らずには居られぬ筋合のものであるとの思召から、「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所」と仰せられたのである。これは明治の初年に於て、舊來の教を一も二もなく打ち捨て、汲々として歐米の文物を取り入れ、その勢の趣く所、明治二十年前後には、東西の學說宗教紛々として論議せられ、國民は一時適從する所に迷ふた際、恰も天地晦冥の最中に一道の光明東天に輝き互つた如く、國民にその嚮ふべき所を明かにし給ふた次第で、此の上もなく有難きお示しである。

かやうに忠孝の大道は決して人間作爲の主義學說の如きものではなく、全く人間の本心即ち感恩報徳の至情に基けるものであつて、所謂宇宙の眞理の人間に發露したものである。随つて時代は如何程變つても、斯の道だけは潑刺として常に新しく、世界何れの處に行くも、斯の道だけは賞揚せざる處はない。勿論國民道徳はその國情に基きそれ／＼構成の原理を異にするが故に、その國特有のものたるは言ふま

でもないが、我が忠孝の大道の如きは、人間自然の至情を根柢とした完全なる道徳であるから、古今中外に互つて少しも支障なく行はれる。乃ち「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と仰せられた所以である。

要するに、斯の道は實に皇祖皇宗より歴史的に遺し傳へられた貴い訓であり、理論的にも確乎たる根據を有する神聖なる人倫の大道であるから、「朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」とて、朕も爾臣民と俱に之を服膺實行したいものであると、畏くも躬行實踐の辱ない大御心と君民一徳の有難い思召とを以て、いとも懇に吾等に御勸め下された事は洵に勿體ない極みで、吾等は此の熱情をこめさせられた御親しみ深い大御言を拜誦し、眞に感泣して一時一刻たりとも御趣旨を實行せずには居れぬ次第である。

第四節 要約

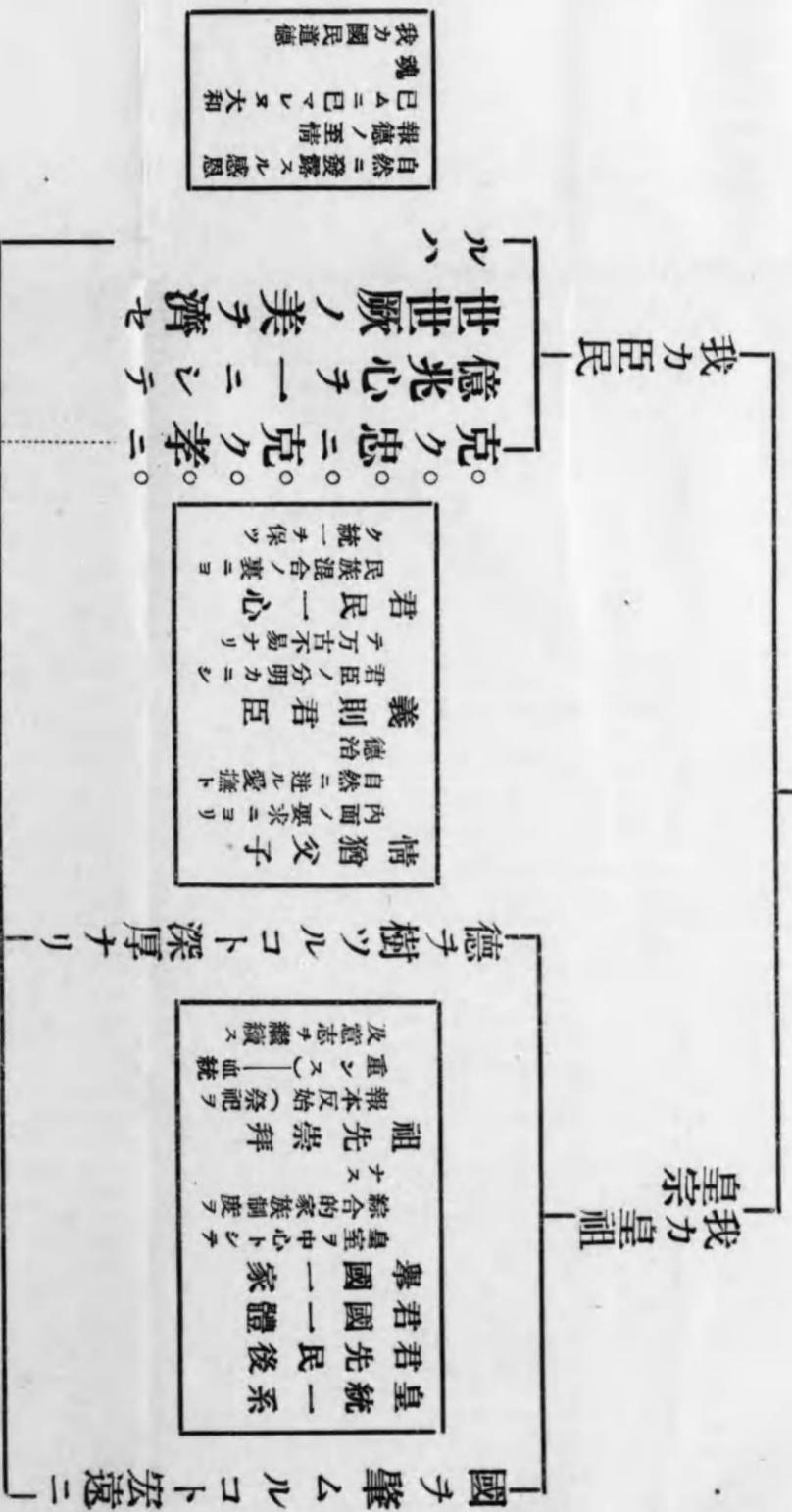
以上は教育勅語の聖旨の大意について謹解を試みたのであるが、要するに、我が國家は萬世一系の皇室を中樞とせる一大家族であり、随つて祖孫相續の大精神は絶えず無限に國民の間に漲り、君父の爲に

は自己を献げて惜まざる義勇奉公の氣魄は永劫無窮に傳はつてゆく。この親しき血族の間に自然に現はれる感恩報徳の至情こそ、所謂已むに已まれぬ大和魂、即ち日本精神そのもので、我が國民道徳たる忠孝の由て生ずる源泉である。之を涵養し之を體得せしむる事が即ち我が國の教育でなければならぬとの思召である。此の勅語を教育に關する勅語と稱へる所以も自ら明かであらう。

されば、全國各市町村各部落を初め各商店、工場、官衙、學校等特殊の集團に於ては、一日も速に報徳會の如き教育勅語を服膺實行する機關を自治的に常設し、毎月少くも一回必ず例會を開いて勅語を捧讀し、聖旨に基いて實行すべき事項を協定し、老若男女貴賤貧富相扶け相勵まして之を實行し、以て聖旨の萬一に副ひ奉るやうにしなければならぬ。家庭に於ても、其の就く所の業務其の信する所の宗教如何に拘はらず、學校に於ても、其の初等普通教育であると高等専門教育であるとを問はず、總て教育勅語に對する信念を一層鞏固にし、只管聖旨の服膺實行にいそしまねばならぬと思ふ次第である。最後に教育勅語圖解を掲げて謹解を終ることとする。

教育勅語圖解

朕惟ヲニ



自然ニ發露スル感恩
報德ノ至情
巴ハニ巳マレマ大和
魂
我カ國民道德

情猶父子
内面ノ要求ニヨリ
自然ニ進ル愛撫ト
義則君臣
君臣ノ分明カニシ
テ方古不易ナリ
君民一心
民族混合ノ裏ニヨ
ク統一ヲ保ツ

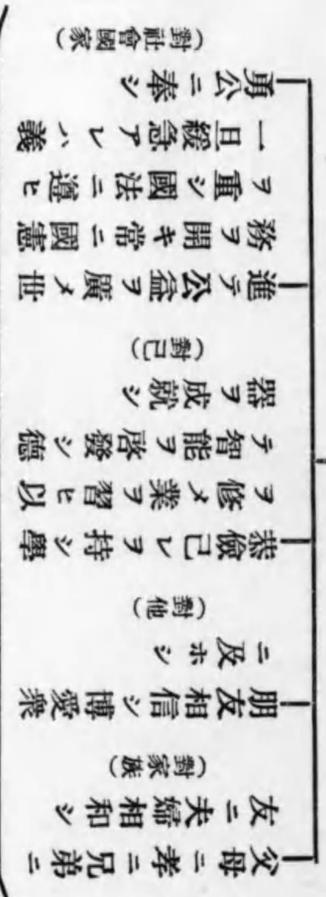
皇統一系
君先民後
君國一體
舉國一家
皇室ヲ中心トシテ
綜合的家族制度ヲ
ナス
祖先崇拜
報本反始(祭祀ヲ
重ツス)——血統
及意志ヲ繼續ス

此レ我カ
體ノ
精ヲ
實ニ此ニ
淵源亦
存ス

家庭ノ
學校教育
社會指導
ノ本旨

第一段

民爾臣



天壤無窮
ノ神物ト
含致ス

以テ天壤
無窮ノ皇
運ヲ扶翼
スヘシ

此レ我カニ
 體ノカ
 體ノ華
 體ノ體
 國體ノ體
 精神ノ體
 精神ノ體

家庭ノ教育
 學校教育
 社會指導
 ノ本旨

第一段

民爾臣

父母ニ孝ニ兄弟ニ
 友ニ夫婦相和シ
 (對家族)
 朋友相信シ博愛衆
 ニ及ホシ
 (對他)
 恭敬己レヲ持シ學
 ヲ修メ業ヲ習ヒ以
 テ智能ヲ啓發シ德
 器ヲ成就シ
 (對己)
 進テ公益ヲ廣メ世
 務ヲ開キ常ニ國憲
 ノ重シ國法ニ遵ヒ
 一旦緩急アレハ義
 勇公ニ奉シ
 (對社會國家)

以テ天壤
 無窮ノ皇
 運ヲ扶翼
 スヘシ

天壤無窮
 ノ神物ト
 合致ス

是ノ如キハ獨
 リ朕カ忠良ノ
 臣民タルノミ
 ナラス
 忠

又以テ爾祖
 先ノ遺風ヲ
 顯彰スルニ
 足ラソシ
 孝

忠孝一致

第二段

道スハ

實ニ我カ皇祖
 皇宗ノ遺訓ニ
 シテ子孫臣民
 ノ俱ニ遵守ス
 ヘキ所
 傳統のモノ
 歷史的基礎

之ヲ古今ニ通
 シテ認ラヌ之
 ラ中外ニ施シ
 テ悖ラス
 人間自然ノ至情
 ニシテ作爲ノモ
 ノニアラス
 理論的基礎

朕爾臣民ト
 俱ニ拳拳服
 膺シテ威其
 德ヲ一ニセ
 ソコトヲ庶
 幾フ

躬行實踐
 君民一德
 ノ有難キ
 思召

第三段

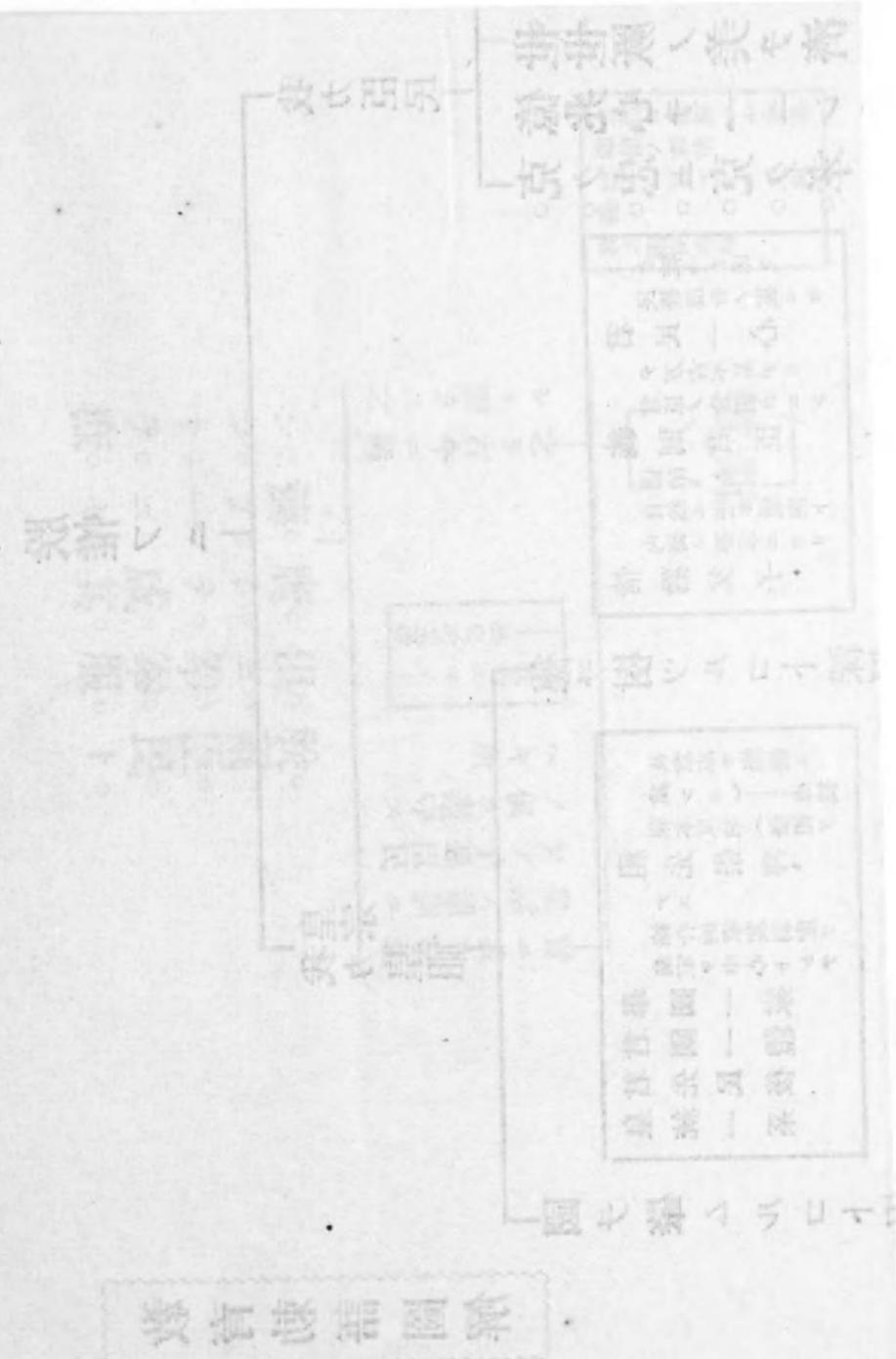
昭和十年七月二十五日印刷
 昭和十年七月二十日發行
 定價（一部金拾五錢）
 郵稅貳錢

京都市伏見區桃山町
 財團法人 報德會總務所

電話伏見七八〇番
 振替口座大阪貳參壹八番

京都市伏見區桃山町伊賀二番地
 發行兼編輯印刷人 倉橋四郎

京都市伏見區菟屋町二四三
 印刷所 野崎日進堂



終

